

【指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業所運営規程】

(事業の目的)

第1条 医療法人清心会が開設する八尾市地域包括支援センター緑風園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下「計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合サービス事業者等（以下「事業者」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 八尾市地域包括支援センター緑風園
- 二 所在地 八尾市天王寺屋六丁目59番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名（保健師と兼務））
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防支援等の提供に当たるものとする。
- 二 担当職員 4名（常勤4名 内管理者1名）
担当職員は指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月・火・水・木・金・土

(但し、祝日、国民の休日、第2・4土曜日、10月8日、12月30日～1月3日は除く)

二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(介護予防支援等の提供方法、内容)

第6条 介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成する。

四 事業者からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

六 その他具体的には「八尾市介護予防支援等の事業の人員の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年八尾市条例第51号)及び、「八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則」(平成29年八尾市規則第9号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防支援等の利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、以下の区域とする。

第3圏域	八尾市曙川南中学校区
------	------------

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した介護予防支援等又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(高齢者虐待防止について)

第11条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 一 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 二 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 三 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 四 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- 五 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(個人情報の保護)

第12条 当事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4 当事業所は、介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に介護支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
 - 5 当事業所は、事業の実施に当たり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させないものとする。
 - 6 当事業所は、介護予防支援等の提供に関する諸記録を整備し、規則で定める完結の日（計画に係るものにあつては、当該計画が完了した日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行し、下記により一部改定実施する。

平成22年7月1日 平成26年4月1日 平成27年4月1日 平成29年4月1日
平成30年7月1日 平成30年10月1日 平成30年11月20日 平成31年4月1日
令和元年7月16日 令和元年11月1日 令和3年8月1日 令和5年9月20日
令和6年4月1日